

三種町人事行政の運営等の状況

平成30年9月30日

第1 任免及び職員数に関する状況

1 平成29年度職員別退職者

(単位：人)

区分	定年退職	早期退職	その他					計
			普通退職	人事交流 (割愛)	懲戒免職	再任用 退職	死亡退職	
一般行政職	17	2	1			5	1	26
技能労務職								0

(注) 一般行政職・・・技能労務職を除く全ての職員をいう。
技能労務職・・・運転手、校務員、火葬業務等の職員をいう。

2 平成29年度職員採用候補者名簿登載試験の実施状況

(単位：人)

試験区分		採用試験 申込者数	第1次試験 受験者数	第1次試験 合格者数	最終 合格者数	平成30年4月1日 採用者
上級	一般行政	15	14	8	4	4
	技能労務					
中級	一般行政					
	技能労務					
初級	一般行政	16	16	9	5	5
	技能労務					

3 人事交流及び派遣職員（平成29年度）

派遣元	派遣先	期間
三種町	秋田県企画振興部市町村課	平成30年3月31日
三種町	能代山本広域市町村圏組合	平成31年3月31日

4 部門別職員数の動向（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	備 考
		29年	30年		
一般行政 部門	議 会	3	3	0	
	総 務	55	51	▲ 4	・総合支所業務の整理統合による減 ・異動職員の不補充による減
	税 務	12	12	0	
	民 生	37	34	▲ 3	・保育士退職一部不補充による減 等
	衛 生	13	14	1	・企画部門保健師の配置換えによる増
	農林水産	20	16	▲ 4	・農林関係事務の本庁集約に伴う減 等
	商 工	8	9	1	・業務量の平準化のための増 等
	土 木	13	13	0	
	小 計	161	152	▲ 9	
特別行政	教 育	22	24	2	・欠員補充による増 ・施設管理職員（再任用）の配置による増
公営企業等 会計部門	水 道	3	3	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	15	15	0	
	小 計	22	22	0	
合 計		205	198	▲ 7	

(注) 公営企業等会計部門

- 1 下水道は、下水道事業及び農業集落排水事業職員です。
- 2 その他は、国保事業及び介護事業職員です。
- 3 教育には、教育長を含んでいません。

第2 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
平成29年度	16,981 人	10,211,868 千円	191,670 千円	1,546,817 千円	15.147 %

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	給 与 費				職員数	183 人
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	1人当たり 給与費	
平成29年度	679,764 千円	108,574 千円	255,073 千円	1,043,411 千円	5,701.7 千円	

- (注)
- 1 職員手当には、退職手当を含みません。
 - 2 職員数は、平成29年4月1日現在の普通会計における人数です。

3 ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	三種町	県内町村平均	全国町村平均
平成29年	95.3	93.6	96.4
平成28年	94.5	93.6	96.3

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

【参考】周辺市町村のラスパイレス指数（平成29年4月1日現在）

藤里町	八峰町	大潟村	五城目町	井川町	八郎潟町	上小阿仁村	能代市
95.4	93.9	94.8	92.8	90.2	87.2	91.0	96.3

4 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.9 歳	306,700 円	347,600 円
技能労務職	50.5 歳	272,900 円	305,200 円
うち校務員	51.4 歳	278,900 円	306,354 円
うち運転手	41.8 歳	287,900 円	361,200 円
うち火葬業務	51.8 歳	244,800 円	273,400 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養・住居・時間外手当等の手当を合計したものです。

※「運転手」「火葬業務」については、職員数2名以下であり、個人が特定されるおそれがあるため公表しません。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分	三種町	秋田県	国
一般行政職	大学卒	179,643 円	179,200 円
	高校卒	147,283 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	144,662 円	144,500 円
	中学卒	136,597 円	136,500 円

(3) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分／経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	277,500 円	304,000 円
	高校卒	232,800 円	276,400 円
技能労務職	高校卒	— 円	247,500 円
	中学卒	— 円	— 円

(注) 経験年数は、卒業後の換算年数です。採用前に民間企業等で勤務した場合などは、その期間を換算し、採用後の経験年数に加えます。

5 級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	主管・課長	参事・課長補佐	係長・上席主査	主席主査・主査	主任	主事	
職員数（人）	15	24	28	33	17	23	140
構成比	10.7%	17.1%	20.0%	23.6%	12.1%	16.4%	100.0%

(注) 1 職員数は、給与条例に基づく給料表の級区分によります。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
平成29年度	職員数（人） A	205
	特別昇給した職員数（人） B	2
	比率 B/A	1.0%

6 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額（29年度）	1,393 千円
平成29年度支給割合	・ 期末手当 2.50 月分 ・ 勤勉手当 1.70 月分
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の等級による加算措置）	役職加算 ・ 課長・補佐級 15 % ・ 係長級 10 % ・ 主査級 5 %

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

区分	勤続年数	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分
	勤続35年	41.325 月分	49.59000 月分
	最高限度額	49.590 月分	49.59000 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例（2～45%）	
1人当たり平均支給額		19,674 千円	

(注) 退職手当1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）	（ 8 人）	392,000 円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		49,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		3.90 %

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税徴収手当	税務徴収職員	税金の徴収業務	4時間未満 400円(1日)
			4時間以上 600円(1日)
ボイラー運転業務手当	ボイラー運転従事職員	ボイラーの運転業務	1日 1,000円
火葬業務手当	火葬従事職員	火葬業務	1日 1,000円

(4) 時間外勤務手当 (普通会計職員)

支給実績 (平成29年度決算)	25,099 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	275,813 円

※選挙時間外手当を除く。

(5) その他の手当 (普通会計職員) (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国との異同	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・扶養親族たる子、父母等 (1人につき) 6,500円 ・扶養親族の要件を満たさない配偶者を有する者のその他の扶養親族の1人目 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族1人目 11,000円 ・16歳から22歳の子1人につき 5,000円加算 	同	20,050 千円	217,934 円 (92 人)
住居手当	借家支給限度額 27,000円	同	4,854 千円	255,473 円 (19 人)
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等利用 支給限度額 31,600円 	同	10,914 千円	71,333 円 (153 人)
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・主管、総務課長 月額48,000円 ・課長、次長、局長、支所長 月額40,000円 ・参事 月額32,000円 ・課長補佐等、園長、専門監 月額22,000円 	異	14,198 千円	354,950 円 (40 人)
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要があり、週休日等に勤務した場合に支給 1回の勤務につき8,000円以内 (6時間を超える勤務の場合は5割加算)	同	476 千円	476,000 円 (20 人)
休日勤務手当	休日法による休日などに勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午後5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×150/100×勤務時間数	同	—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき4,200円	同	—	—
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、減に支給地域に在勤する職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族のない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円 	同	11,619 千円	62,805 円 (185 人)

7 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	寒冷地手当
町長	755,000 円	3.025 月分	支給方法・支給額は一般職員に同じ
副町長	560,000 円	3.025 月分	
教育長	513,000 円	3.025 月分	
議長	288,000 円	3.025 月分	—
副議長	255,000 円	3.025 月分	
議員	241,000 円	3.025 月分	

町長、副町長及び教育長の退職手当

町長	給料月額（755,000 円）× 0.47 × 勤続月数（任期毎）
副町長	給料月額（560,000 円）× 0.28 × 勤続月数（任期毎）
教育長	給料月額（513,000 円）× 0.21 × 勤続月数（任期毎）

8 勤務時間その他の勤務状況

(1) 一般職の勤務時間の状況（平成30年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	勤務時間		休憩時間	勤務を要しない休日
	始業	終業		
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午前12時～午後1時	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の祝日 ・12月12日から翌年1月3日まで

(2) 特別休暇の導入状況（平成30年4月1日現在）

番号	休暇の種類	期間
1	公民権の行使	必要と認められる期間
2	裁判員、証人、鑑定人、参考人等出頭	必要と認められる期間
3	骨髄移植	必要と認められる期間
4	ボランティア	1 暦年 5 日の範囲内
5	職員の結婚	連続する 5 日の範囲内
6	生理休暇	2 日の範囲内
7	産前（6 週間以内に出産予定である女子）	出産までの申請期間
	産後	出産の日の翌日から 8 週間
8	妊婦健診	妊娠23週まで 4 週間に 1 回 妊娠24週から35週まで 2 週間に 1 回 妊娠36週以後出産まで 1 週間に 1 回 （いずれも 1 回につき 1 日以内）
9	育児時間（1 歳未満の子の授乳等）	1 日 2 回 1 時間以内
10	妻の出産	2 日の範囲内
11	妻の出産に伴う出産に係る子又は未就学児童の養育	5 日の範囲内

番号	休暇の種類	期 間
12	子（未就学児童）の看護	1 暦年 5 日の範囲内（子が 2 人以上の場合は 10 日）
13	要介護者の介護等	1 暦年 5 日の範囲内（介護者が 2 人以上の場合は 10 日）
14	親族の死亡	配偶者、父母 連続する 7 日の範囲内
		子 連続する 5 日の範囲内
		祖父母 連続する 3 日の範囲内
		孫 1 日
		兄弟姉妹 連続する 3 日の範囲内
		配偶者の父母 連続する 3 日の範囲内
		子の配偶者 1 日
		配偶者の祖父母 1 日
兄弟姉妹の配偶者 1 日		
15	父母の法要等（死後 1 5 年以内に限る）	1 日
16	夏季等休暇	連続する 3 日の範囲内
17	地震等災害被害の復旧	7 日の範囲内
18	地震災害、交通事故による出勤困難	その都度必要と認められる期間
19	地震等災害による退勤時の危険回避	その都度必要と認められる期間

第 3 分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況（平成 2 9 年度）

処分事由	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない				
心身の故障			3	
職務に必要な適格性を欠く				
職制、定数の改廃等による廃職、過員				
刑事事件に関し起訴された				
その他				

2 懲戒処分の状況（平成 2 9 年度）

処分事由	免職	停職	減給	戒告
法令に違反				
職務上の義務違反又は職務を怠った	該当なし			
全体の奉仕者にふさわしくない非行があった				

第4 服務の状況

1 一般職員の年次休暇の取得状況

平成29年度平均使用日数	12.8 日
--------------	--------

※1月1日から12月31日までの全期間を在職した町長部局の一般職員の平均日数

2 介護休暇の取得状況

平成29年度に介護休暇を取得した職員	0 人
--------------------	-----

3 育児休業の取得状況

平成29年度に新たに育児休業を取得した職員とその期間

区分	育児休業承認期間							合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	
男性								0
女性			該当なし					0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

第5 研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況（平成29年度）

研修名	日数	人数
市町村新規採用職員研修（前期）	4	9
市町村新規採用職員研修（後期）	3	9
市町村職員3年目職員研修	2	9
市町村職員主任級職員研修	2	6
市町村職員監督者級Ⅰ研修	2	7
市町村職員監督者級Ⅱ研修	2	12
県・市町村合同研修「職場で活かすセルフモチベーションスキル」	2	1
県・市町村合同研修「実務に活かせる政策法務」	2	1
県・市町村合同研修「業務理解力向上」	2	1
県・市町村合同研修「段取り力向上」	2	2
県・市町村合同研修「情報の整理・分析」	2	2
県・市町村合同研修「業務に役立つ法令の読み方」	1	4
県・市町村合同研修「データの見方・活かし方」	1	8
県・市町村合同研修「財務3表一体理解・分析法」	2	1
県・市町村合同研修「トヨタの自工程完結に学ぶ良い仕事のすすめ方」	2	1
県・市町村合同研修「チームビルディング」	2	1
県・市町村合同研修「人口減少時代における地域コミュニティ」	1	5
県・市町村合同研修「住民と協働によるまちづくり」	1	3

研修名	日数	人数
県・市町村合同研修「地域ブランディング」	1	2
県・市町村合同研修「農林水産業の6次産業化」	2	1
県・市町村合同研修「意思決定」	2	1
町村会「人事評価者研修」	1	10
市町村アカデミー研修	3	4
市町村アカデミー研修	4	2
市町村アカデミー研修	5	1
計	—	103

2 勤務成績の評定状況

(1) 評定を実施している項目

ア	普通昇給
イ	特別昇給
ウ	勤勉手当

第6 福祉及び利益の保護の状況

1 公務災害及び通勤災害の認定件数（平成29年度）

公務災害	2 件
通勤災害	0 件

2 健康診断等の実施状況（平成29年度）

(1) 秋田県市町村職員共済組合が実施している人間ドックの利用状況

脳ドック	15 人
日帰りドック	10 人
1泊ドック	39 人

(2) 健康診断の実施状況

受診者数	298 人
------	-------

3 その他福利厚生

ストレスチェック	360 人
職員衛生委員会の開催	1 回

第7 秋田県公平委員会への要求等の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分についての不服申立の状況	0 件